を変更することができる。

請求することができる。

民間建設工事標準請負契約約款 (工事又は工期の変更等) 第三十条

期の延長を請求することができる

(請負代金額の変更) 第三十一条

額の変更を求めることができる。 工期の変更があったとき。

であるという解釈が可能で

また、建設工事が完成不能

ウッドショックも「不可抗力」

との裁判例からいうと今回の

28条

民間(七会)連合協定工事請負契約約款

受注者は、発注者に対して、

事の内容の変更(施工方法等を含む。) び当該変更に伴う請負代金の増減額を提案 することができる。この場合、発注者は、 その書面による承諾によりこの工事の内容

(6) 受注者は、この契約に別段の定めの

受注者は、この契約に別段の定めのあ

るほか、工事の追加又は変更、不可抗力、

関連工事の調整、近隣住民との紛争その他 正当な理由があるときは、発注者に対して、 その理由を明示して、必要と認められる工

発注者又は受注者は、次の各号のいずれか に該当するときは、相手方に対して、その

理由を明示して必要と認められる請負代金

中止した工事又は災害を受けた工事を

続行する場合において、請負代金額が 明らかに適当でないと認められると

あるほか、この工事への追加又は変更、 可抗力、関連工事の調整、その他正当な理 由があるときは、発注者に対してその理由 を明示して必要と認められる工期の延長を

工事の変更、工期の変更

注文主さんからみれば一度約 れば、成立しません。ただ、 は相手方が変更に合意しなけ

束した内容を自分にとって不

ん

などは、既に契約済みの場合

請負代金の増額

応というのは難しい問題を含

ウッドショックに対する対

んでいます。木材調達困難を

理由とした工事内容の変更・

請負契約後の木材不足・高騰について、請負人として 議をして決める」とあり、下 (青葉総合法律事務所)

会の中で杉田敬光(たかみつ)弁護士より講演がありま どう対処するか。対抗策はあるのか。8月の仕事対策部 した。その内容の一部をご紹介します(文責・見出し共



杉田弁護士

木材調達困難の不利益は すべて請負人の責任か

期の変更が認められるとする う。正当な理由がある時の工

裁判例からも見てみましょ

由とは…(中略)、天災など 契約条項に関して「正当な理

の自然的条件の他、予期でき

異常な変化があり代替策を取 ない品不足などの経済現象の

ることができなかった場合等

利益な方向で改めて合意をし

部分もあり、非常に難しい 士によっても解釈が分かれる いけないのでしょうか。弁護 下請がすべて背負わなければ ックのデメリットを請負人、 材の高騰といったウッドショ て発生をした資材の不足、資 せん。では、コロナ禍によっ と考えながらお話をしたいと 「お題」と言えますが、色々

なので、そう簡単にはいきま の延長を請求でき、増加する として受注者は発注者に工期 が施工できなくなる場合は、 新型コロナの影響により工事 中止等の対応について、「… 要)」が出されています。こ の中で民間工事における一時 ナウイルス感染症の感染拡大 に伴う建設工事等の対応(概 (中略) 不可抗力によるもの 角については受発注者が協

完成不能になった工事

出来高部分は報酬が発生

国土交通省から「新型コロ

をして決めるということを国 増加する費用については協議 請は工期の延長を請求できて が指針として出しています。

は不可抗力か ウッドショック

うかということがクローズア という現象が該当するのかど に、いわゆるウッドショック ある「不可抗力」という文言 建設工事標準請負契約約款に 般的に広く使用されている そして法的な観点からは、

を請求することができる」と

ップされてくると考えます 民間(七会)連合協定工事

関連工事の調整、その他正当 この工事の内容の変更及び当 は「受注者は発注者に対して 必要と認められる工期の延長 な理由があるときは、発注者 の追加又は変更、不可抗力、 …」とあります。また同(6) 請負契約約款の28条(4)に には「受注者は…この工事 額を提案することができる。 該変更に伴う請負代金の増減 に対してその理由を明示して

いうような条項も設けられて

オンライ 8月27日の午前中、

できると、私

い状況は回避 ければならな

は解釈をして

います。

また、民間

の30条にも

「工事又は丁

請負契約約款 建設工事標準

期の変更等」

ア熱を発熱し、床に臥して

います。この「不可抗力」で

抗力、…その他正当な理由が あるときは発注者に対して… 工期の延長請求することがで 「受注者は…不可 について書か

がある時、ここに何らかの形 あるとか「その他正当な理由」

で該当するという主張が成り

きる」と定められています。

定されています。前述の通り、

必ずしも 不利とはならず

り込んでおく、または、別途 契約締結時にウッドショック も、請負人に必ずしも不利な を注文主と交わせないなど 変更、工期の延長などの合意 要性が高いと言えるでしょ 特約合意書を作成しておく必 言えます。ただ、可能な限り、 判断がされるとは限らないと を想定した具体的な規定を盛 で、仮に法的紛争に発展して まとめとして、工事内容の 守るために生まれた建設労者たちの安全安心な生活をうこと。そして、その労働 に加担する状況になるとい一般国民が様々な形で戦争 くことで今や大きな発言力 建設労働者も含めすべての 者の組合は、連帯してい

相当である」とあります。要 るにすぎないものとするのが の一部を解除することができ ただ未施工部分について契約 約を解除することができず、 て… (中略) 特段の事情のな と請負人の債務不履行を理由 事全体が未完成の間に注文者 い限り施工部分については契 に契約を解除する場合におい

判所のスタンスです。 ドショックでこれ以上工事が するに、出来高として、やっ 支払いを受けられないことに 合でも、全面的に下請が一切 進められなくなったという場 きということです。仮にウッ たことに関しては報酬が発生 はならないというのが今の裁 して請負代金は支払われるべ

当たると解される」という東 の不可抗力も、かかる理由に

京地裁の裁判例も出ています

(平成28年4月7日判決)。

は「…工事請負契約につき工 について、最高裁判所の判決 となった場合の請負代金請求 (昭和56年2月17日判決)で を求めることができる」と規 あった時には請負代金の変更 約款31条では「工期の変更が

いと思います。

るかどうか、組合の活動に

て正しい方向に使われてい

「大いなる責任」を持っ

大いなる関心を持ってほし

ます。団体の「大いなる力」 に各組合員にも責任は生じ していると言えます。同時 ち得るということです。 もやっぱり変更になるという 能性があると考えます。であ れば、それに伴って請負代金 力に基づいて、認められる可 工期の変更に関しては不可抗 一段構えの法的主張が成り立

国家が臨戦態勢になったら もいるかもしれません。 するのか」と疑問を持つ方 労働組合がなぜ平和活動を まず考えてほしいのは、 **平和活動** 「大いなる責 「大いなる責 「大いなる責 組合員の中には「建設 の有名な言葉で ダーマン』の中 メコミ『スパイ を含めあらゆる運動に参加

塗装・林幸樹 けで、ある意味、平和活動 組合員は、加入しているだ 固反対なのは当然です。 を守る」であり、殺人や略 な責任が伴います。その責 合費で団体の財政を支える 組合員の力の結集です。組 奪を手段とする戦争には断 任の根幹は「一人一人の命 を持った組織になりまし 組合の「大いなる力」は 。その力には当然、大き

支配者の民草

旧国鉄の車両工場に復職し

て貨車大工として、生涯を

べて負担しな

に請負側です

立てば、少な くとも全面的

いました。その後、回復し、

が、嬉し泣きをしていまし居合わせた、母や下の姉達 招集されました。幸いにも戦に、兵隊でなく、軍属で 当時私達は、小学3、4年。 無事、帰国してきました。 車工場に勤務していまし 義兄は、旧国鉄の汐留自 そして、インパール作 義兄は帰国後、マラリ 塗装・諸星武司

りませんでした。戦後76年、 時の支配者の民草でしかあ のどこかで機銃掃射を浴 解除されても、戻ってきま 生きとし生ける者、戦中は せんでした。多摩川の土手 続けねばと思っています。 る限り、「平和は命」と叫び 私は85歳の高齢です。命あ 然として存在しています。 法を蔑にする政治勢力は隠 国民主権、戦争放棄の新憲 おじさん達は、空襲警報が 恐ろしさをよく聞かされま した。懇意にしていた隣の 敗戦後、姉達から空襲の 絶命したのでしょう。

(多摩・稲城)